

令和8年度（2026年度）

熊本市防災会議

議事・報告案件資料

第1号議案
熊本市地域防災計画の修正について

1. 令和7年8月の大雨に係る検証委員会からの答申への主な対応

- ・ 職員の育成と支援に関する事
- ・ マニュアルなど計画に関する事

2. 防災気象情報の改善の反映

- ・ 新しい防災気象情報の反映

3. 南海トラフ地震防災対策推進地域指定に伴う対応

- ・ 南海トラフ地震防災対策推進計画の規定

4. 津波災害警戒区域及び高潮・雨水出水浸水想定区域の指定に係る対応

- ・ 津波災害警戒区域及び高潮・雨水出水浸水想定区域の指定に係る対応

5. 地区防災計画の地域防災計画への位置づけ

- ・ 大江校区、託麻南校区、中島校区、川上校区、西里校区、北部東校区

6. 防災基本計画修正に伴う反映

- ・ 災害対策基本法の改正等を踏まえた修正

第1号議案 熊本市地域防災計画の修正について

1. 令和7年8月の大雨に係る検証委員会からの答申への主な対応

(1) 職員の育成と支援に関すること

(新旧対照表47番、92番)

○ 提言内容

マニュアルにない事態にも対応できるよう、熊本市の災害対応における基本原則を整理し全職員に周知すべきである。

○ 対応

災害対応における基本原則を以下のとおり整理した。今後、研修や訓練等を通じて全職員へ周知徹底を図り、災害発生時等には当該基本原則に基づき対応する。

① 人命を最優先に判断

対応に悩むということは、すでに相当の気象状況等にあり、その間に状況が急激に悪化し、市民の生命、身体や財産に危険が及ぶ可能性がある。判断に迷う場合は即行動する。

② 常に最悪の事態を想定

気象情報等から考えられる最悪の状況（市民の人命や財産に危険がおよぶ状態）を常に想定し、その事態に備えた対応を行う。

③ 空振りを恐れずに実行

結果として被害が出なかった場合でも、それは「市民に被害が生じなくて良かった」という結果である。一方、対応の遅れや見逃しは、甚大な被害につながる可能性がある。空振りを恐れずに対応を行う。

第1号議案 熊本市地域防災計画の修正について

1. 令和7年8月の大雨災害に係る検証委員会の答申への主な対応

(2) マニュアルなど計画に関すること

(新旧対照表95番、98番ほか)

○ 提言内容

今回の災害対応で明らかとなった**水防本部及び災害警戒本部の各体制等の課題**のうち、速やかに対応可能なものについて、**暫定ルールとして対応マニュアルに加筆すべき**である。

○ 対応

これまで暫定ルールにより運用していた各体制を計画に規定し、気象状況に急変等が生じた場合においても、適切な避難情報の発信等が行えるよう、**水防本部本部員として配置する危機管理防災部の職員数を増員**する。

災害警戒レベル	レベル2	レベル3	レベル4
新	水防本部 6名(現行3名) ※災害警戒レベル2の最大人数 危機管理防災部：3名増 ・職員 2名 ・河川担当者1名	水防本部 56名(現行52名) ※災害警戒レベル3の最大人数 危機管理防災部：4名増 ・職員 1名 ・河川担当者1名 ・避難情報発令時に管理職 2名(責任者1名+報道担当 1名)	災害警戒本部 102名(現行95名) 危機管理防災部：7名増 ・職員 3名 ・河川担当者2名 ・管理職2名(責任者1名+ 報道担当1名)

【水防本部に追加配備する担当の役割】

●報道担当(危機管理防災部の管理職)

本部室責任者が災害対応の指揮に専念できるよう、災害情報を把握し、報道機関への資料提供や問い合わせを担当する。

●河川担当者(危機管理防災部の職員)

優先して河川情報を監視する。洪水予報河川及び水位周知河川の水位が氾濫危険水位等到達時に、防災行政無線等からサイレンを自動吹鳴させる仕組みを構築しており、システムが意図通りに作動したか確認作業を行う。

2. 防災気象情報の改善の反映

○ 気象庁では、警戒レベル相当情報の体系整理及び名称変更を行い、**新たな防災気象情報の運用を令和8年5月29日から開始**する。

新しい防災気象情報の反映

(新旧対照表94番、97番ほか)

警戒レベル相当情報の名称を、風水害に係る**配備態勢の基準**や、**避難情報の発令基準**に反映させる。

- ・ 防災気象情報を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- ・ 情報と対応する防災行動との関係が明確に。

以前の防災気象情報

警戒レベル相当情報	防災気象情報				
	指定河川	洪水情報	大雨浸水害	土砂災害	高潮
5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報(浸水害)		大雨特別警報(土砂災害)	高潮氾濫発生情報
4相当	氾濫危険情報			土砂災害警戒情報	高潮特別警報高潮警報
3相当	氾濫警戒情報	洪水警報		大雨警報(土砂災害)	警報に切り替える可能性が高い高潮注意報
2相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報
1相当					



新しい防災気象情報

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

3. 南海トラフ地震防災対策推進地域指定に伴う対応

南海トラフ地震防災対策推進計画の規定

(新旧対照表289番、290番ほか)

本市は、令和7年7月、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（南海トラフ法）第3条第1項の規定に基づく、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがある「**南海トラフ地震防災対策推進地域**」の指定を受けた。

この指定を受け、同法第5条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を「**南海トラフ地震防災対策推進計画**」として、**本市地域防災計画に規定**する。

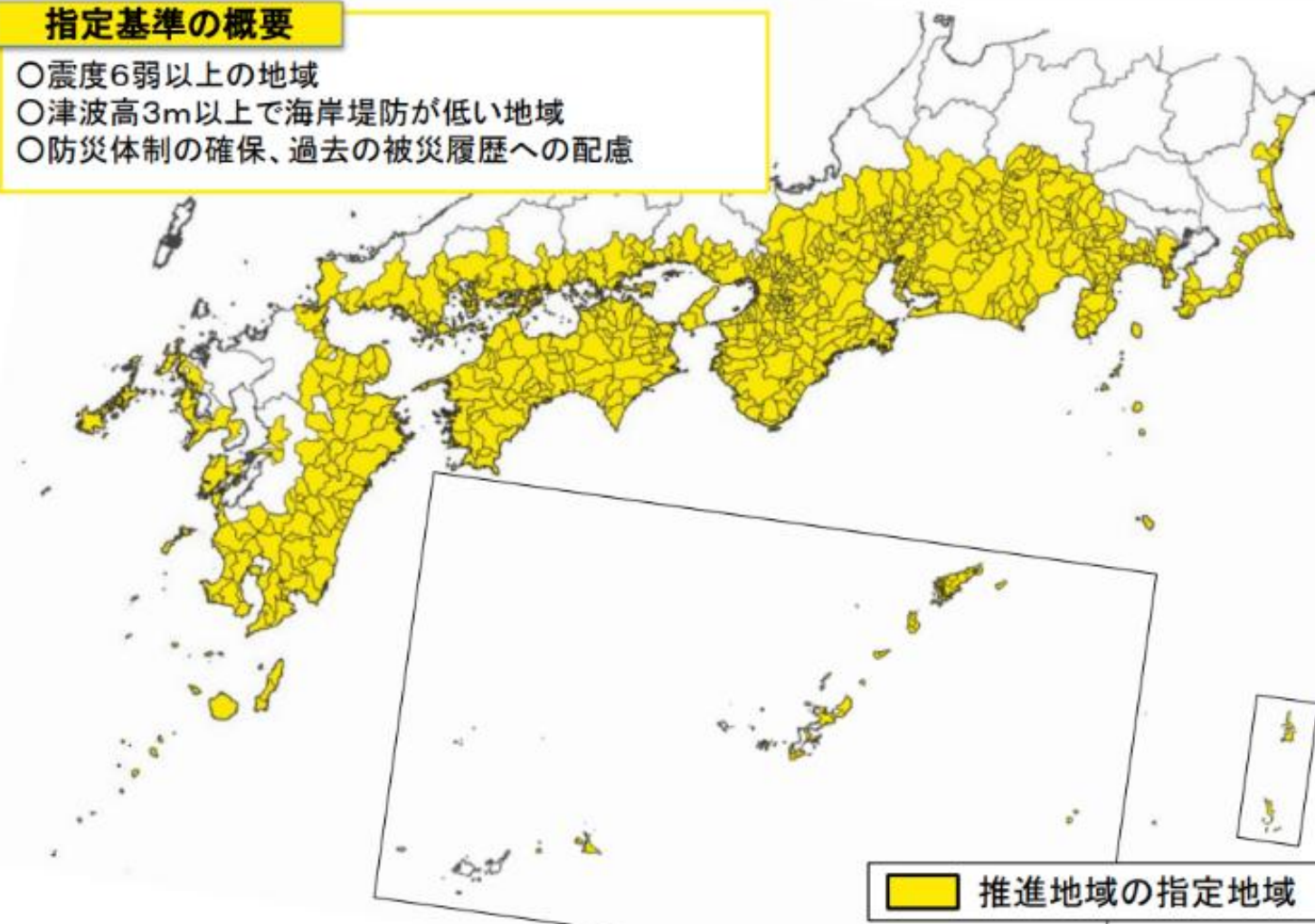
○ 南海トラフ地震防災対策推進計画の主な記載事項

- ・総則（計画の目的、基本方針 等）
- ・円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ・時間差発生等における円滑な避難の確保等
- ・防災訓練に関する事項

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



出典：内閣府ホームページより

4. 津波災害警戒区域及び高潮・雨水出水浸水想定区域の指定に係る対応

(1) 各法令に基づく本市の新たな区域指定

区域名	指定者	指定年月日	根拠法	指定区域
<u>津波災害警戒区域</u>	熊本県	令和7年8月8日	津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項	別冊4参照
<u>高潮浸水想定区域</u>	熊本県	令和8年3月27日	水防法第14条の3第1項	別冊5参照
<u>雨水出水浸水想定区域</u>	熊本市	令和8年5月12日	水防法第14条の2第2項	別冊6参照

(2) 各区域指定に伴う取組

(新旧対照表9番、209番ほか)

- ・各法に基づき、各指定区域内にある要配慮者利用施設等の名称及び所在地を定める。
- ・施設管理者に対して、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、訓練等に関する計画作成の徹底を図る。

5. 各校区地区防災計画の地域防災計画への位置づけ

「地区防災計画」とは

自分たちが生活する地区の住民の「命を守る」ため、地区の特性や想定される災害に応じて、平時の防災活動や災害時の行動を**地区のみんな**で“考え”、話し合いながら“つくる”計画。



地域防災計画に規定する地区防災計画 (新旧対照表33番ほか)

地域防災力の向上を図るため、住民等が主体となって作成する地区防災計画について、その作成及び活用が進むよう支援・推進している。現在、3地区の地区防災計画を地域防災計画に位置付けており、今回、**新たに6地区から提案**があった。

既存の地区防災計画 (3地区)
熊本市秋津校区地区防災計画(2019年度)
熊本市西原校区地区防災計画(2024年度)
熊本市画図校区地区防災計画(2025年度)



今回提案の地区防災計画 (6地区)
熊本市大江校区地区防災計画
熊本市託麻南校区地区防災計画
熊本市中島校区地区防災計画
熊本市川上校区地区防災計画
熊本市西里校区地区防災計画
熊本市北部東校区地区防災計画

今回提案があった各校区の地区防災計画については、事務局のチェックリストにおいて、地域防災計画に定める判断基準に合致していることを確認済み。

※各校区の地区防災計画の概要については、別冊7～12資料を添付しています。

6. 防災基本計画の修正に伴う反映

防災基本計画修正の反映

○災害対策基本法の改正を踏まえた修正

○被災者支援の充実

- ・国が登録した被災者援護協力団体との平時からの連携（新旧対照表43番）

○復旧・復興の迅速化

- ・被災後の迅速で的確な復興のための事前準備（新旧対照表91番）

○最近の施策の進展等を踏まえた修正

○誰もが安心して利用できる避難所運営

- ・避難所運営における、性別や性的少数者の視点への配慮及び子ども・若者の居場所の確保（新旧対照表73番）

○令和6年能登半島地震を踏まえた修正

○被災者支援の充実

- ・避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化（新旧対照表253番、257番）

○人材育成の推進

- ・避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保（新旧対照表40番）

○インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

- ・上下水道一体での災害対応の実施(最優先復旧箇所の事前選定等)（新旧対照表69番、70番）
- ・防災拠点施設・指定避難所等における代替水源の確保（新旧対照表52番）

○災害DXの加速

- ・各機関が横断的に共有すべき防災情報の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約（新旧対照表239番）

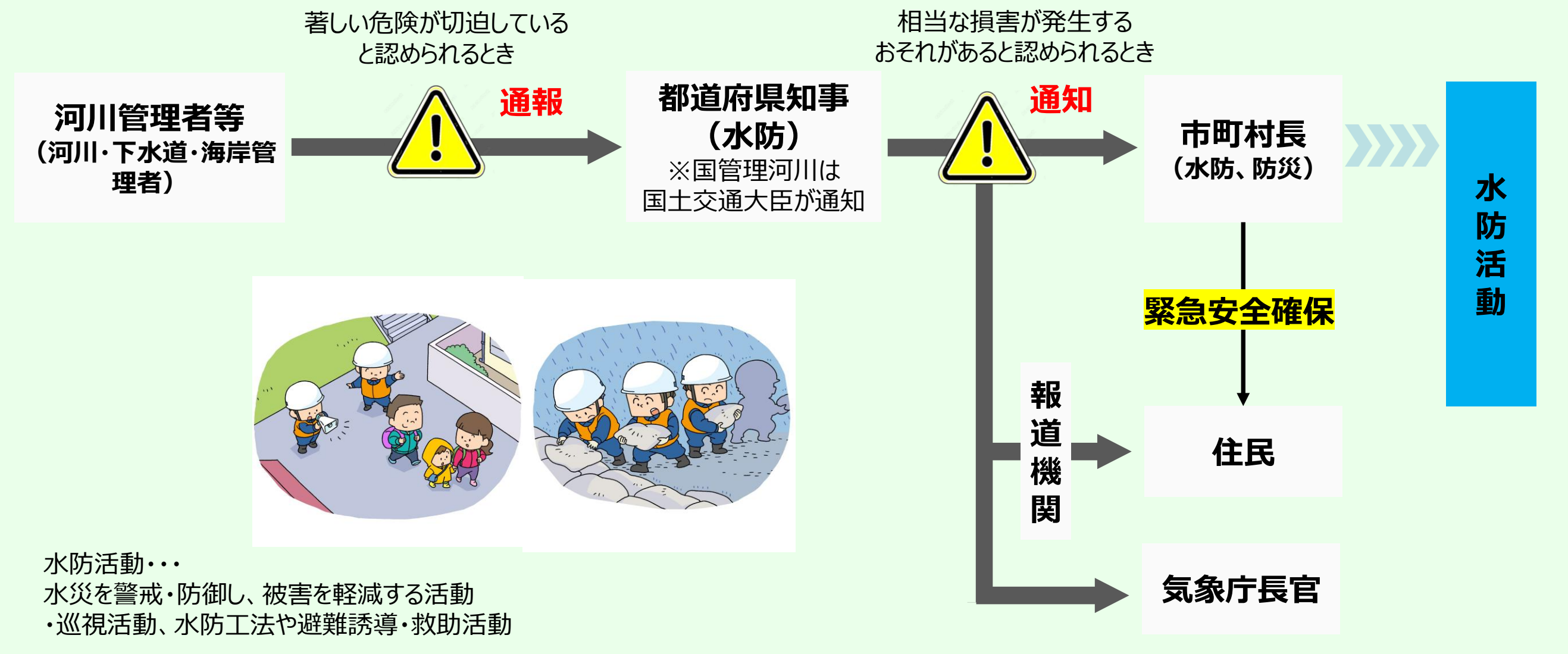
第2号議案
熊本市水防計画の変更について

1.河川管理者等による氾濫に係る通報（改正水防法第24条の2）

（新旧対照表23番、98番ほか）

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）においては、状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となる。
- 改正水防法では、河川管理者等が都道府県知事等にプッシュ型で通報し、都道府県知事等が、市町村長に通知を行うことで、迅速な緊急安全確保措置の指示の判断に活用することが位置づけられた。

新たな通報制度の概要



※本図は、改正水防法第24条の2に基づく氾濫等の通報に関する制度上の流れ（概要）を示すものです。通報基準や対象河川等の具体的な運用については、熊本県水防計画の改定内容を踏まえて整理することとしています。

報告案件

【実施する目的と意義】

- 災害発生から48時間以内に（T）清潔なトイレ、（K）温かい食事を提供するキッチン、（B）安心して休めるベッドを確保する。
- 災害関連死の防止に向けた取組として、熊本地震以降、避難所における生活環境の改善・向上に取り組んできたことを発信する。
- 九州市長会や近隣市町村、民間企業等との連携し、「**県境を越えた持ち寄り型のTKB48避難所訓練**」は、全国初の取組。

自治体の枠を超えた広域支援(九州市長会防災部会)

福岡市のトイレトレーラー等が訓練会場に参集。



福岡市トイレトレーラー



島原市トイレカー

シェルターでの宿泊訓練

小学生とその保護者41名を対象に、シェルター及びテント宿泊体験を実施。ベッドやエアコンを配置し環境の整った避難所を体験。



宿泊用のシェルター



シェルター内にベッド、エアコンを設置

温かい食事の提供(夕食、朝食、昼食)

熊本県キッチンカー協会等に協力いただき、訓練参加者に温かい食事(熊本名物)を提供。※熊本市キッチンカーも参加。



熊本市災害対応車両キッチンカー



温かい食事(熊本名物)を提供

- 日時場所 令和8年5月16日～17日（1泊2日）
アクアドームくまもと 多目的広場
- 来場者人数 参加 150（うち市民宿泊 41、支援者宿泊 29）、
見学 670
 - ・自治体数 36（九州市長会、県内市町村、九州外など）
 - ・企業・団体数 37（県内・県外、九州外からも参加）